

本田委員

「がん対策推進基本計画イメージ（たたき台）」への意見

2007年4月23日

読売新聞記者 本田麻由美

【1】がんを取り巻く現状に対する基本認識について

「がん対策基本法」は、全国のがん患者たちの「適切な治療が受けられない」という悲痛な声を受けて、議員立法により全員一致で成立したという経緯がある。その過程を尊重して、患者に適切な医療を提供するという側面において従来のがん対策に不十分な面があったこと、そのために提供される医療に地域格差が生じ、また国際的な標準治療や適切な緩和ケアが受けられずに放り出される患者、家族の苦しみが増大し、社会問題化したことなどを、基本認識に加えるべきだと考える。

【2】がん対策の目標設定について

全体目標として提案されている2点について、

(1) 「がんによる死者の減少（年齢調整死亡率）」

前回の会議で「死者の20～25%削減」が提案され、達成するための個別目標として、①予防；喫煙率の半減（低減）②早期発見；検診受診率の向上が議論された。

予防・検診という、主として現在健康に暮らす人々への対策とのイメージが強い。

大幅な死者数の減少を目指すには、乳がんの術後補助療法に「ハーセプチン」を導入するなど、国際的に死亡率減少効果が認められている治療法を早期に導入するという視点が必要ではないか。

(2) 「全てのがん患者の苦痛の軽減」

前回、具体的な議論には至らなかったが、「苦痛」という言葉の意味するところが不明確で、疼痛対策や緩和ケアと、相談支援などの精神的サポート面を強くイメージさせる。

上記のように（1）は健康な人の予防・検診、（2）は精神サポートや緩和的側面が強く感じられ、「闘病中の患者に提供されるべき、がん治療の質向上」という視点が抜けているように見える。だが、「がん対策基本法」の成立の過程を考えれば、再発率・死亡率の低下や延命期間の伸びが国際的に認められた、または期待される治療法等が迅速かつ広く公平に提供されるよう、「がん」と診断された人々、また今「がん」と闘う人々の利益を最大限考慮した目標設定が必要ではないだろうか。

↓ ↓

そこで、全体目標を3本立てにし、それを達成するための個別目標をそれぞれにぶら下げる（但し、候補として考えられるものを挙げたのみで、数値目標が設定できないまたは設定までに至っていない）、

- (1) がんによる死亡者を20～25%削減
- ①がん登録→体制整備に関する具体的な検討に早急に着手
 - ②予防→タバコ対策（喫煙率の低減）
 - ③早期発見→検診受診率向上（死亡率低下に有効なもののみ）、リスク評価研究推進も
- (2) がん医療の水準向上（もっといい設定が必要だけど）
- ④放射線治療、化学療法の推進及び医療従事者の育成→
 - 1) 高度な化学療法が行える、専門医等が配置できる診療報酬設定（中医協に提言）
 - 2) 専門医養成数の目標値設定は意味があるか？
 - 3) 国立がんセンターから各県拠点病院への出前研修を全都道府県で実施
 - 4) 医学部生のコアカリキュラム改定に伴う早期対応を求める目標設定？
 - ⑤診療ガイドライン作成→全がんに関して患者向けGL（解説書）を作成
 - ⑥死亡率低下や延命効果が確認された治療の迅速な導入→
 - 1) ドラッグラグ（抗がん剤と支持薬の）を1年未満に
 - 2) “標準治療”の実施率を7割に（標準治療とは？現在の実施率の研究など）
 - 3) 他に治療法がなくなった患者への治験薬特別利用制度の検討
 - ⑦医療機関の整備→1) 拠点病院整備と指定要件見直し、2) 拠点病院の評価制度
- (3) 全てのがん患者の苦痛の軽減
- ⑧緩和ケア→1) ホスピス病棟の在院日数縮減と利用者増（在宅の充実とペアで）
 - 2) 緩和的抗がん剤治療との両立には？
 - ⑨在宅医療→1) 緩和ケアの研修を在宅療養支援診療所の要件に（研修率100%）
 - 2) 在宅緩和の専門知識を持つチームが条件「在宅緩和拠点診療所」導入
 - 3) 在宅看取り率は趣旨に合わない
- ⑩がん医療に関する相談支援等及び情報提供→
 - 1) 相談支援センターへの患者団体参加モデル事業の開始、教育プログラム作成
 - 2) がん対策情報センターホームページの充実
 - 3) ○年までに拠点病院の診療成績情報を公開

【3】協議会の関与の明確化について

がん対策基本法では、がん対策推進協議会を「大臣が基本計画案を作成する際に意見を聞く」ものとし、がん対策推進基本計画が策定された後の関与については何も明記していない。だが、少なくとも5年ごとに見直すと規定されている基本計画の、進捗状況管理や評価などを積み上げておく必要がある。また、基本計画の目標を達成するための具体的な実施計画や工程表などを早急に作成する必要もある。そのため、実施計画や工程表を作成する、及び目標達成状況の把握と効果の評価を行うのは、協議会もしくは協議会メンバーも入った委員会またはWGとし、協議会は、進捗状況などの報告を半年ごとに受けるものとするなどの項目を基本計画に明記しておくべきだと考える。